

# 流通システム標準の 維持管理体制のあり方に関する調査研究報告書

平成20年2月

平成19年度 経済産業省委託事業  
流通システム標準化事業

# 目次

---

I	協議会仕様案	2
1.	設立目的	3
2.	活動内容	4
3.	活動対象となる標準	5
4.	組織体制	6
5.	会員	7
6.	会議体の役割と参加メンバー	9
7.	事業費の負担方法	11
8.	その他	12
II	協議会設立までのスケジュール	13
III	残課題	16

## <参考資料>

1. 流通システム標準の開発・維持管理業務
2. 流通システム標準の維持管理フロー
3. 導入支援、普及推進業務
4. 業界団体等との関係イメージ
5. 他業界の標準化機関や関係省庁との連携内容
6. GSMPとは
7. GS1の組織
8. GS1 Data Barとは
9. 2010年から標準となる4種類のGS1 Data Bar

---

# I 協議会仕様案

- 協議会の仕様について、平成19年度標準の維持管理体制のあり方検討部会において検討を行った。
- 本章は、平成19年度末における検討状況をとりとまとめたものである。
- 今後は、一部の仕様については継続的に検討する必要がある。また、本仕様にもとづき、より詳細な検討を行い、規約や運用ルール等に成文化してとりまとめる必要がある(詳細は、次章以降参照)。

# 1. 設立目的(平成20年度に再検討)

---

- 流通システム標準推進協議会(仮称)は、消費財等の流通サプライチェーンの業種、業態の枠を超えた流通システム標準の開発・維持、導入支援、普及推進に関する活動を行うことで、流通サプライチェーンの全体最適化と流通関係企業の業務効率化を実現し、もって顧客満足度の向上と企業の社会的責任の確保に寄与することを目的とする。
  - ➡ 「消費財」とは、最終消費者の使用を想定した商品のこと。「等」としているのは、外食産業等に提供される業務財や原材料、並びに流通業が購入する資材や消耗品も含むため。
  - ➡ 「流通サプライチェーン」とは、流通を担う製(メーカー、生産者・出荷団体等)・配(卸売業)・販(小売業)が互いに連携しながら流通の諸機能を果たしている全体の姿のこと。
  - ➡ 「全体最適」とは、総体として価値や効果が最大な状態であり、流通サプライチェーンにおける全体最適とは、消費者に対して適品を的確な情報と適正な価格で提供できる状態をいう。また、全体最適は、部分最適の状態と比較し、関係する企業がより一層の効果が得られる状態でもある。
  - ➡ 業種と業態、業界
    - 企業を主取扱い商品の種類で分けて見たものを「業種」、製・配・販の違い、あるいは小売業の中でもGMS、食品スーパー、百貨店、ドラッグストア、ホームセンター等の違いを「業態」と呼ぶ。そして、業種、業態ごとの企業群の集合体を「業界」と総称している。

## 2. 活動内容

---

### ■ 協議会は、その設立目的を達成するために、以下の活動を行う。

(下記は現時点で想定している活動であり、今後、全体会議(後述)の協議・検討により追加・変更もあり得る。)

#### (1) 流通システム標準の開発・維持管理

(業務の詳細な手順は、H19年度のメッセージメンテナンス部会及び技術仕様部会の検討結果を反映する)

- ▶ 変更要求の受付、対応の協議・決定、標準仕様及び各種ガイドライン等の改定・公開等

#### (2) 流通システム標準の導入支援、普及推進

- ▶ 協議会が主体となり、導入支援、普及推進を実施する。
  - ▶ 普及用ドキュメントやホームページ等の整備、シンポジウムやセミナー等の開催 等
  - ▶ 問合せ窓口の設置(標準の導入・運用に係る問合せ、不適切な標準利用の通報等に対する対応 等)
- ▶ 業界団体が主体となり進める利用検討や普及推進を支援する。
  - ▶ 業界団体等の利用検討活動への専門家派遣、普及セミナーへの講師派遣 等

#### (3) その他

- ▶ (財)流通システム開発センター等の標準化機関からの要請に応じた検討 等

### 3. 活動の対象となる流通システム標準

#### ■ 流通システム標準化事業(経済産業省平成18,19,20(予定)年度事業)で検討・策定された標準。

##### ● 流通ビジネスメッセージ標準関連

- ➔ 標準メッセージ(業務ごとに必要とされるメッセージを構造化したデータ項目群として記述したもの)
- ➔ XMLスキーマ(標準メッセージを企業間で交換するためにシステム向け言語に翻訳したもの)
- ➔ 業務プロセスモデル(標準メッセージの対象となるプロセスの定義)
- ➔ データ項目辞書(標準メッセージで使用するデータ項目の定義)
- ➔ 各種ガイドライン(流通ビジネスメッセージ標準の利用方法等を記述したもの)

##### ● 商品マスタデータ同期化関連

- ➔ 商品マスタデータ項目(製・配・販で共有される商品マスタ項目の定義)
- ➔ XMLスキーマ(標準商品マスタ項目をデータプール間で交換するためにシステム向け言語に翻訳したもの)

##### ● 通信基盤関連

- ➔ 通信プロトコルとセキュリティに関する標準化ガイドライン(標準メッセージを交換する際のネットワークシステム等の設定方法を記述したもの)

##### ● その他(平成19年度経済産業省事業において検討中のもの)

- ➔ 標準物流ラベル等(流通ビジネスメッセージ標準と連携した物流ラベルや付帯帳票の標準モデル)

#### ■ 上記標準に対して協議会が変更等を行ったもの。

#### ■ 協議会が新たに開発した標準。

#### ■ その他

##### ● (財)流通システム開発センター等の標準化機関からの要請に応じて検討を行う標準

- ➔ 【例】新たなバーコードに関する検討(GS1DataBar)、GTIN、GLNの普及促進に関する検討、等

## 4. 組織体制

### ■ 協議会は、(財)流通システム開発センター内に設置する方向で調整中。

- 協議会はセンター内に設置されても、協議会で決定されたことはその手続きに瑕疵がない限り、センターはその決定を最大限尊重して活動を行う。ただし、事業費上の制約は考慮される。
- 協議会の設立目的に賛同した団体、企業等は、協議会に参加できる(詳細は後述)。
  - ➔ 上記の2点は、近年GS1標準のメンテナンスを行ってきたGSMPの組織・運営方針を参考にしたものである。

(注)GSMP(Global Standards Management Process)とは、標準の策定・改訂を行うために、GS1の中に設けられている組織。ユーザ企業およびGS1会員組織は、誰でも自由に参加でき、そこでの決定は、適正な手続き(Due Process)に反しない限り、GS1の結論となる。協議会もそのような性格を帯びた組織とすべきと考える。

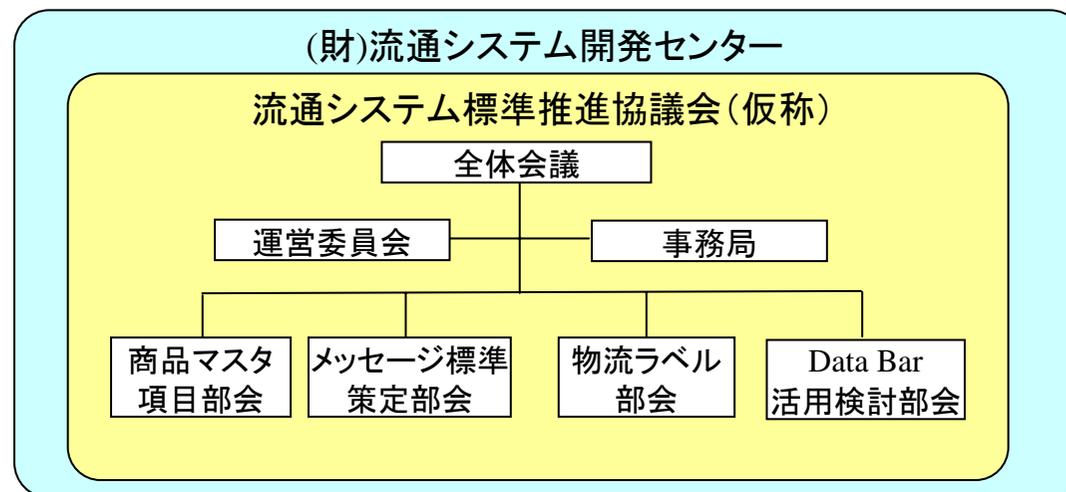
### ■ 協議会には、全体会議、運営委員会、事務局および特定のテーマを協議・検討するための部会等の会議体をおく。

- 全体会議および運営委員会、事務局は常設とする。
- テーマ毎の部会等は、全体会議の決議により設置、中止、終了することができる。

### ■ 協議会には、会長をおく。

- 会長は、全体会議を招集し、その議長を務める。

- ・部会は現時点での想定(名称は仮称)
- ・必要に応じて部会の下にWGやタスクフォースを設置する。



## 5. 会員

---

### ■ 本協議会の会員は、業界団体とする。

- 業界団体とは、本協議会の設立主旨に賛同した消費財流通等の製・配・販に係る業界に属する企業または団体から構成される組織とする。

※設立時の会員は、流通システム標準普及推進委員会に参加している業界団体(43団体)プラス $\alpha$ を想定する。

- ➡ なお、協議会が必要と認めた団体については、会員資格または各会議体への参加資格等を与えることができる(本項については平成20年度詳細を検討)。

- 会員は協議会において以下の活動を行う。

- ➡ 全体会議、運営委員会に参加し、会の運営に関する事項を議決する。
- ➡ 必要に応じて各部会に参加し、標準の開発と維持管理に関する検討を行う。
- ➡ 必要に応じて、標準の変更要求(CR:チェンジリクエスト)等を申請する。
- ➡ 普及推進活動に協力する。

- 会員から会費は徴収しない(「7.」の費用分担の場合を除く)。

- 会議体への出席に伴う経費(旅費、謝金)は支出されない。

---

## ■ 下記の企業・団体にも協議会活動への参加を呼びかけることができる。

### ● 業界団体を持たないユーザ企業

- ➡ 協議会には、業界内で複数の企業が連携し、何らかの組織体をもって参加することを推奨する。
- ➡ 業界団体が存在しない消費財流通の製・配・販に関わる業種・業態に属する企業(例:家電量販店)。これらの企業が希望すれば、単独で協議会活動に参加できることとする。

### ● ユーザ企業で構成される研究会等

- ➡ 「研究会等」とは、消費財流通に係るユーザ企業で構成される研究会を想定する。

### ● ユーザ企業の情報化をサポートする情報関連企業

- ➡ 「情報関連企業」とは、消費財流通に関わる事業を行う企業(ユーザ企業)に情報システムや情報機器類を提供する企業、あるいは、流通情報システムに関するコンサルティングを行う企業等とする。

### ● その他、協議会が必要と認めた企業・団体

- 上記企業・団体を「**連携企業・団体**」と呼ぶこととする。
- **連携企業・団体**は、協議会において以下の活動を行う。
  - ➡ 協議会の参加要請に応じて、部会やWG、タスクに参加する。
  - ➡ 必要に応じて、CRを提出する(ユーザ企業、研究会)。
  - ➡ 流通システム標準準拠の製品・サービスに関する情報を提供する(情報関連企業)。
  - ➡ 普及推進活動に協力する。
- **連携企業・団体**から会費は徴収しない(「7. 」に定める費用分担の場合を除く)。
- 会議体への出席に伴う経費(旅費、謝金)は支出されない。

## 6. 会議体の役割と参加メンバー

---

### ■ 全体会議

- 下記の事項を審議する。
  - ➔ 会の運営に係る各種規約の決定と改定
  - ➔ 年度事業計画、報告の承認
  - ➔ 運営委員会の決定事項に関する承認
  - ➔ その他、会の運営全般に関する承認 等
- 年1回以上開催する。
- 全ての会員が参加する。

### ■ 運営委員会

- 下記の事項を審議する。
  - ➔ 全体会議で審議する草案
  - ➔ 部会の運営に関する事項(設置/廃止、メンバーの選定等)
  - ➔ 部会の報告事項の決定 等
- 年3回以上開催する。
- 全ての会員に参加資格がある。ただし、参加するかどうかは各会員の判断による。

### ■ 部会

- 以下の件について協議し、その結果を運営委員会へ報告する。
  - ➔ 運営委員会の承認を受けた検討テーマに関する協議、結果報告
  - ➔ WG、タスクフォースの設置/廃止、メンバー選定、検討結果の承認 等
- 事務局の呼びかけに応じて適宜開催する。
- 運営委員会により任命された会員ならびに連携企業・団体で構成する。

## ■会議体参加メンバーの資格要件

	全体会議	運営委員会	部会		WG
			メッセージ標準策定部会	〇〇部会	〇〇WG
<b>会員の参加者</b>	全ての会員の代表者(役員クラス)	全ての会員の中から参加を希望する団体(部長クラス)	流通ビジネスメッセージ標準を導入している、または導入を検討している会員団体から推薦された有識者	運営委員会において、当該部会の目的に応じて構成員およびその出席者を決定	所属する部会において、当該WGの目的に応じて構成員およびその出席者を決定
[参考1]連携企業・団体の参加形態	オブザーバー参加	×	運営委員会の決定により参加を要請された企業および団体の代表者	運営委員会の決定による	所属する部会の決定による
[参考2] H19年度流通システム標準化事業における会議体との対応イメージ	流通システム標準普及推進委員会	標準の維持管理体制のあり方検討部会	メッセージメンテナンス部会	商品マスタ関係WG 技術仕様検討部会 物流ラベル等標準化部会等	

## 7. 事業費の負担方法

---

- 下記の場合、流開センターの事業費予算の範囲内で事業費を賄う。
  - 協議会を流開センター内に設置する。
  - 業種・業態並びに企業規模に依存しない標準の開発・維持管理を行う。
  
- 流開センターの予算を超える場合や、限られた業種・業態の利用に係る標準の開発と開発・維持管理を行う場合の費用負担方法については、平成20年度中にルールを定めることとする。

## 8. その他

---

### ■ 流通システム標準の著作権の管理に関する基本的な考え方

- 以下の2点を担保するために、その著作権の管理を行う必要がある。
  - ➔ 流通システム標準は、その開発目的に則して利用する限り、誰もが無償で利用できることとする。
    - その利用によって損害等が生じても協議会並びに(財)流通システム開発センターは補償等を行わない。
  - ➔ 協議会の承認を得ない改変や新規開発等は認めない。

### ■ 流通システム標準等の著作権の所在および今後の対応方針

- 流通システム標準化事業(経済産業省平成18,19,20(予定)年度事業)によって開発された流通システム標準の著作権、知的財産権等は、経済産業省が所有。
- 協議会設立以降(平成21年度以降)に、協議会で新たに開発した標準の著作権、知的財産権等は、協議会が所有。
- 流通システム標準化事業(経済産業省平成18,19,20(予定)年度事業)については協議会が改変等できること、またその著作権を経済産業省と協議会とで共有することが可能となるよう、平成20年度に同省と協議する。
  - ➔ 業界団体から協議会へCR等を申請する際に、流通システム標準に関して作成・開発等を行った著作物がある場合には、その著作権を協議会へ委譲することとする。
  - ➔ 協議会で標準化の対象とした検討を行い、標準仕様及び各種ガイドラインとしてとりまとめられた資料は、全て公開する。(公開先は会員に限定しない。)

---

## II 協議会設立までのスケジュール

# スケジュール

---

## ■ 協議会の設立時期：平成21年4月

## ■ 協議会設立準備会の立上げ時期：平成20年10月

- 設立準備会の立上げまで(～9月)は、経済産業省の20年度事業で各種規約(会則、運営手順等)の基本的な考え方の検討を行う。
  - ➡ 会議体：(仮称)協議会検討部会(平成19年度事業の本部会を継続させたもの)
    - ▶ 当該部会の活動は、設立準備会を立ち上げをもって終了とし、以降の設立に向けた検討は設立準備会が行うものとする。
- 設立準備会の立上げ以降(10月～3月)は、流開センターの事業として各種規約の成文化、21年度の事業計画・予算計画作成、設立総会(21年4月)に向けた準備作業等を行う。
  - ➡ 会議体：設立準備会(協議会への参加を表明した業界団体から構成されるものとする)
- なお、協議会が21年度以降行う活動(標準の開発・維持管理、導入支援、普及推進)の20年度事業は、引き続き経済産業省の委託事業として、委託事業者が行う(予定)。

## 平成20、21年スケジュール案

	平成20年									平成21年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
							▲設立準備会設立						▲協議会設立	
設立に向けた検討 協議会検討部会	■	■	■	■	■	■								
設立準備会							■	■	■	■	■			
維持管理	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
導入支援	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
普及促進	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

■ 経済産業省平成20年度事業（予定）  
■ 協議会事業（流開センター負担）

- ①協議会検討部会（経済産業省事業で設置）で、協議会の各種規約（会則、運営手順等）の基本的な考え方の検討を行う（～9月）
- ②設立準備会の立上げ以降は、流開センターの事業として各種規約の成文化、21年度の事業計画・予算計画作成、設立総会（21年4月）に向けた準備作業等を行う。（10月～3月）
- ③なお、協議会が21年度以降行う活動（標準の開発・維持管理、導入支援、普及推進）の20年度事業は、引き続き経済産業省の委託事業として行う。

---

## III 残課題

- 本章には、平成20年度において、仕様(あり方)として継続的に検討すべき事項を示す。また、本仕様案や平成20年度の検討結果にもとづき、より詳細な検討を行い、規約や運用ルール等に成文化してとりまとめるべき事項を示す。
- なお本章は、平成20年度において検討する事項を、本章に示した事項に限定しようとするものではない。

# 残課題

---

## ■ 協議会の仕様(あり方)として継続的に検討または調整すべき事項

- 協議会の位置づけ[(財)流通システム開発センターとの関係等] …主に調整等
- 流通システム標準の著作権…主に調整
- 会員の要件(業界団体をもたない業界の扱い等)
- 各会議体の権限
- 流通システム標準の利用方法等に関するチェック
- 設立目的…主に簡潔化の視点から修文
- 流開センターの予算を超える場合や、限られた業種・業態の利用に係る標準の開発と開発・維持管理を行う場合の費用負担方法

## ■ 本年度の検討状況および上記の検討を受けて、協議会の各種規約・運営ルールとして詳細検討すべき事項

- 協議会活動に関する各種情報の公開範囲およびその方法
- 会員資格、各会議体への参加資格等の承認ルール
- 各会議体における決議に関する方針、方法およびルール
- 会長、運営委員会委員長等の選出ルール
- 設立時の部会等の構成

---

# 参 考 资 料

# 〈参考1〉 開発・維持管理業務

---

- 標準仕様検討のための会議体の設置、開催
  - 検討対象業務フローモデルに係る各業界団体への検討メンバー選出依頼
  - 現状の業務フローモデルの把握、整理、分析
  - 業務フローモデルの改善と導入効果の検討
  - 業務フローモデルの確定(会議における投票等により決定)
  
- 変更要求[チェンジリクエスト]の受付、審査
  - 変更要求の受付
  - 変更要求の検討優先順位付け(会議における投票等により決定)
  
- 更新結果の公開
  - HP、メール等を活用した公開
  - 普及・啓発活動と連携した公開

## 〈参考2〉 維持管理フロー

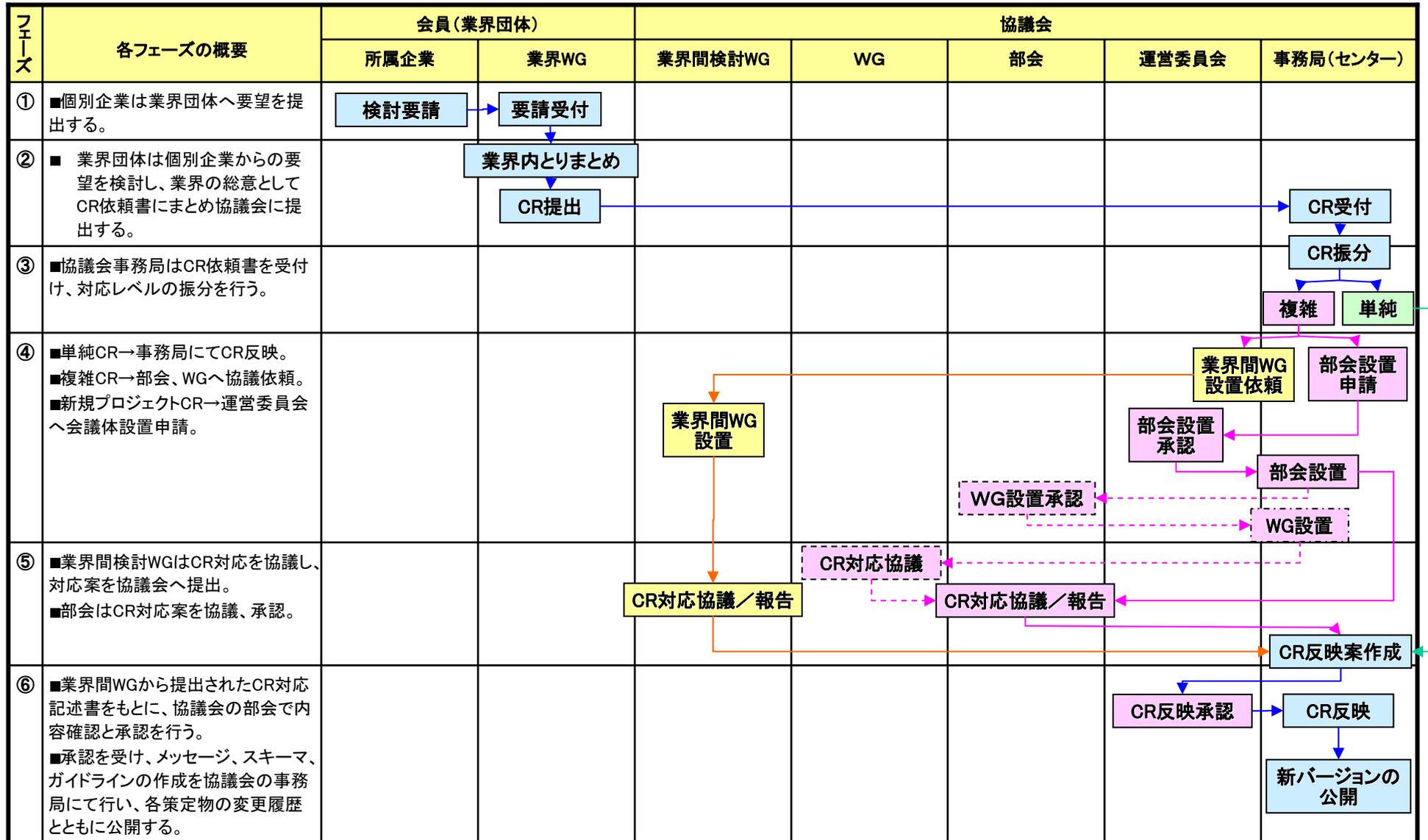
---

### ■ 変更要求 (CR: チェンジリクエスト) の基本的運用フローの概略

- ユーザー業界 (会員、連携企業・団体) から CR を提出する。
- 協議会 (仮称) の事務局で、CR を受け付け、CR 対応レベルの振り分けを行う。
  - ➡ 単純 CR → 事務局にて CR 対応を行い、
  - ➡ 複雑 CR → 事務局にて関連する業界範囲を特定し、最適な会議体の設置を申請する。
- CR 対応を検討するための会議体を設置する。
  - ➡ 部会、WG は、運営委員会の承認を得て設置する。
  - ➡ 業界間 WG は、協議会からの依頼を受け、業界団体が主導して設置する。
- 部会、WG、業界間 WG にて、CR 対応について協議し、上位会議体または事務局へ報告する。
- 事務局にて、CR 対応案を取り纏める。
- 運営委員会にて、CR 反映案を承認する。
- 事務局より、CR 反映した新バージョンを公開する。

※ここでいう変更要求 (CR: チェンジリクエスト) は、流通システム標準全般 (メッセージ以外を含む) を対象とする。

図 流通システム標準の維持管理フロー(例)



【注】 上図は、会員(業界団体)から提出されたCRについて例示したものである。

## 〈参考3〉 導入支援、普及推進業務

---

### ■ 導入支援

- 業界団体等の標準化活動の支援(業界団体等の検討活動への専門家派遣等)
- 相談窓口の運営(標準の導入・運用に係る問合せ、不適切な標準利用の通報 等)

### ■ 普及推進

- フォーラム、セミナーの開催：
  - 流通システム標準フォーラム： 年1回
  - 流通システム標準基礎セミナー(入門者向け)： 年数回
  - 流通システム標準実践セミナー(システム担当者向け)： 年数回
- ガイド、パンフレットの作成： 既存資料の増刷、新規作成
- ホームページの更新： 大規模改定年1回、小規模更新適宜
- 個別業界団体への説明(定例会議で講演等)： 要請に応じて適宜

図 流通システム標準の導入支援フロー(例)

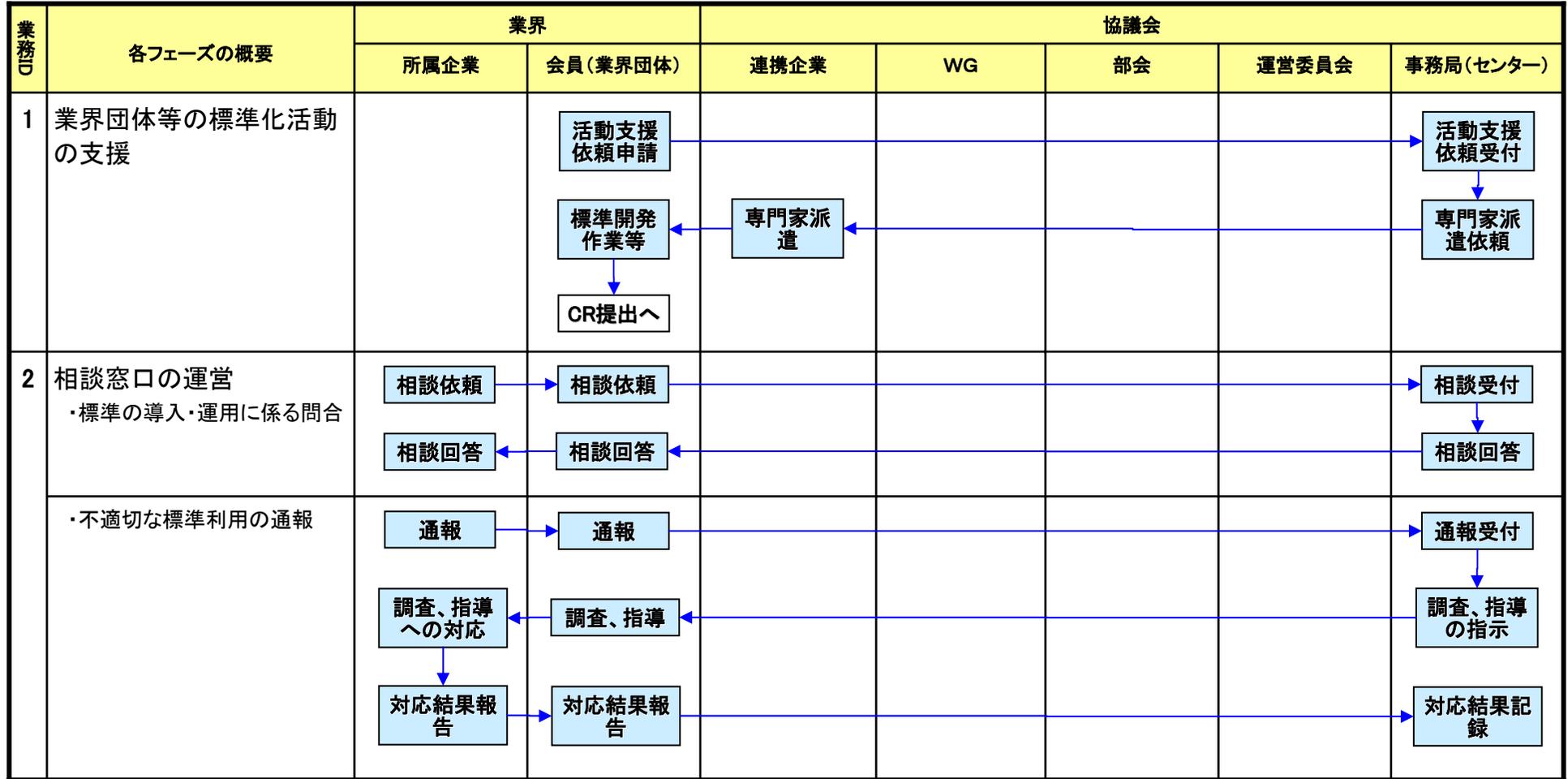
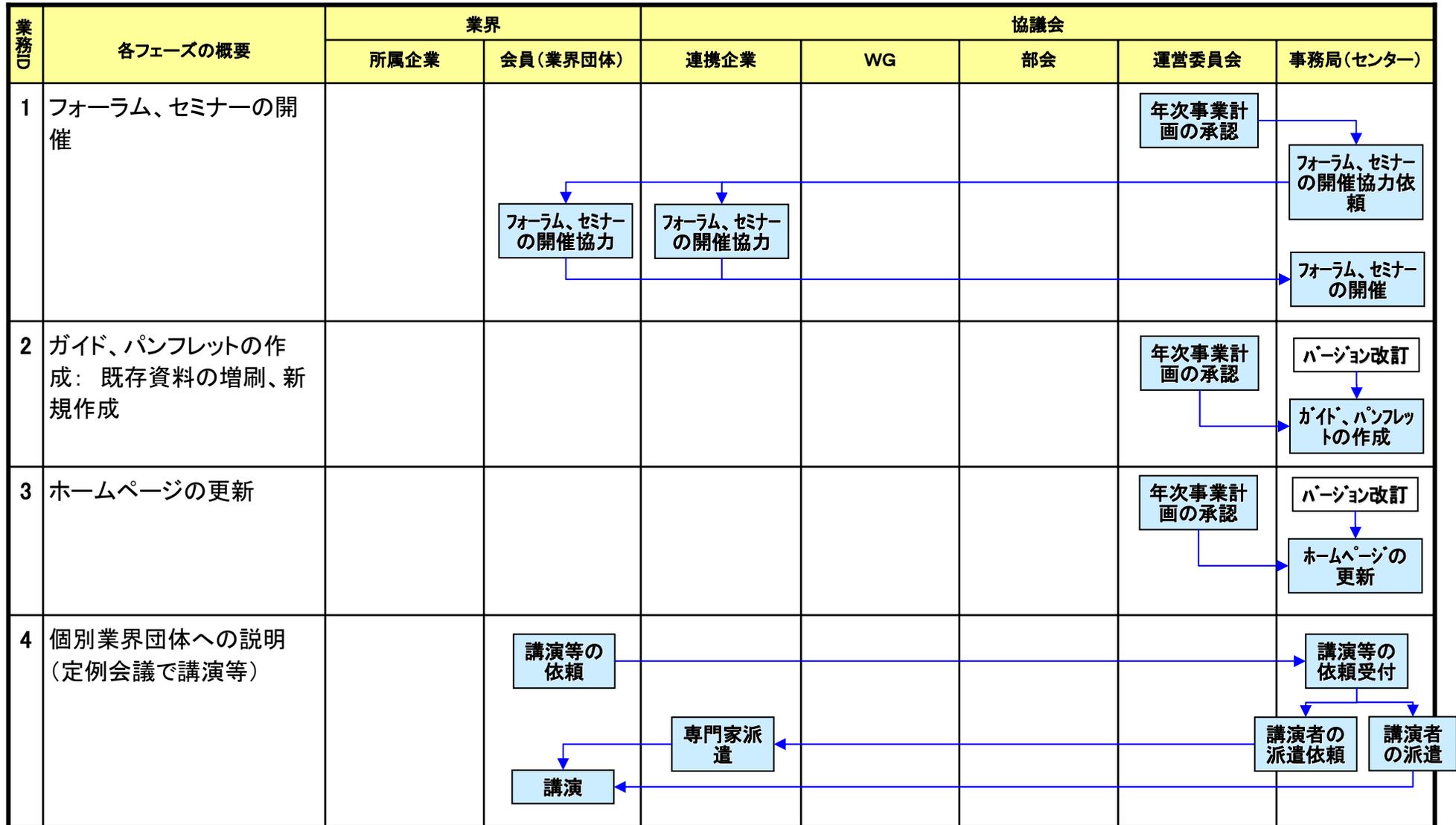
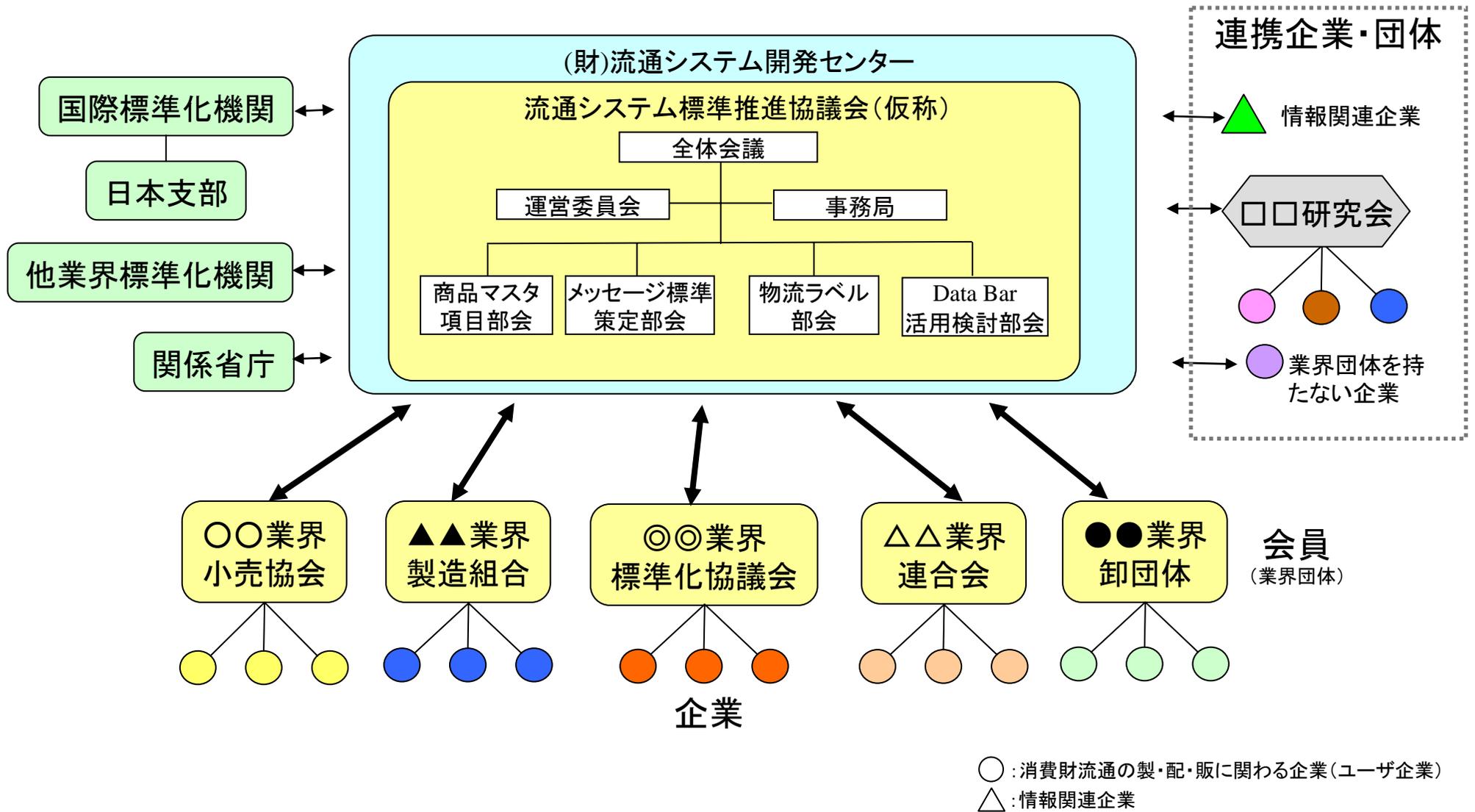


図 流通システム標準の普及推進フロー(例)



# 〈参考4〉 業界団体等との関係イメージ



## 〈参考5〉 他業界の標準化機関や関係省庁との連携内容

連携組織種別	想定される機関	主な役割(協議会との連携内容)
国際標準化機関の日本支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 協議会会員の所属する業界における国際標準化機関の日本支部(例:次世代EDI推進協議会、GS1Japan、(財)日本貿易関係手続簡易化協会、等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国際標準に関する各種情報提供</li> <li>■ 国際標準へのCR申請サポート</li> </ul>
他業界標準化機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 協議会会員の所属する業界以外の業界における標準化機関(例:(社)日本物流団体連合会、(社)電子情報技術産業協会、等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 標準化事業に関する情報交換。</li> <li>■ 必要に応じて、相互連携に向けた協議、調整</li> </ul>
関係省庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 協議会会員の所属する業界の所管官庁(例:経済産業省、厚生労働省、農林水産省、等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 標準化事業に関する政策提言窓口</li> </ul>

## 〈参考6〉 GSMPとは

---

### Global Standards Management Process

GS1の中で、GS1標準の開発、メンテナンス、普及などの活動をユーザー主導で行う仕組み

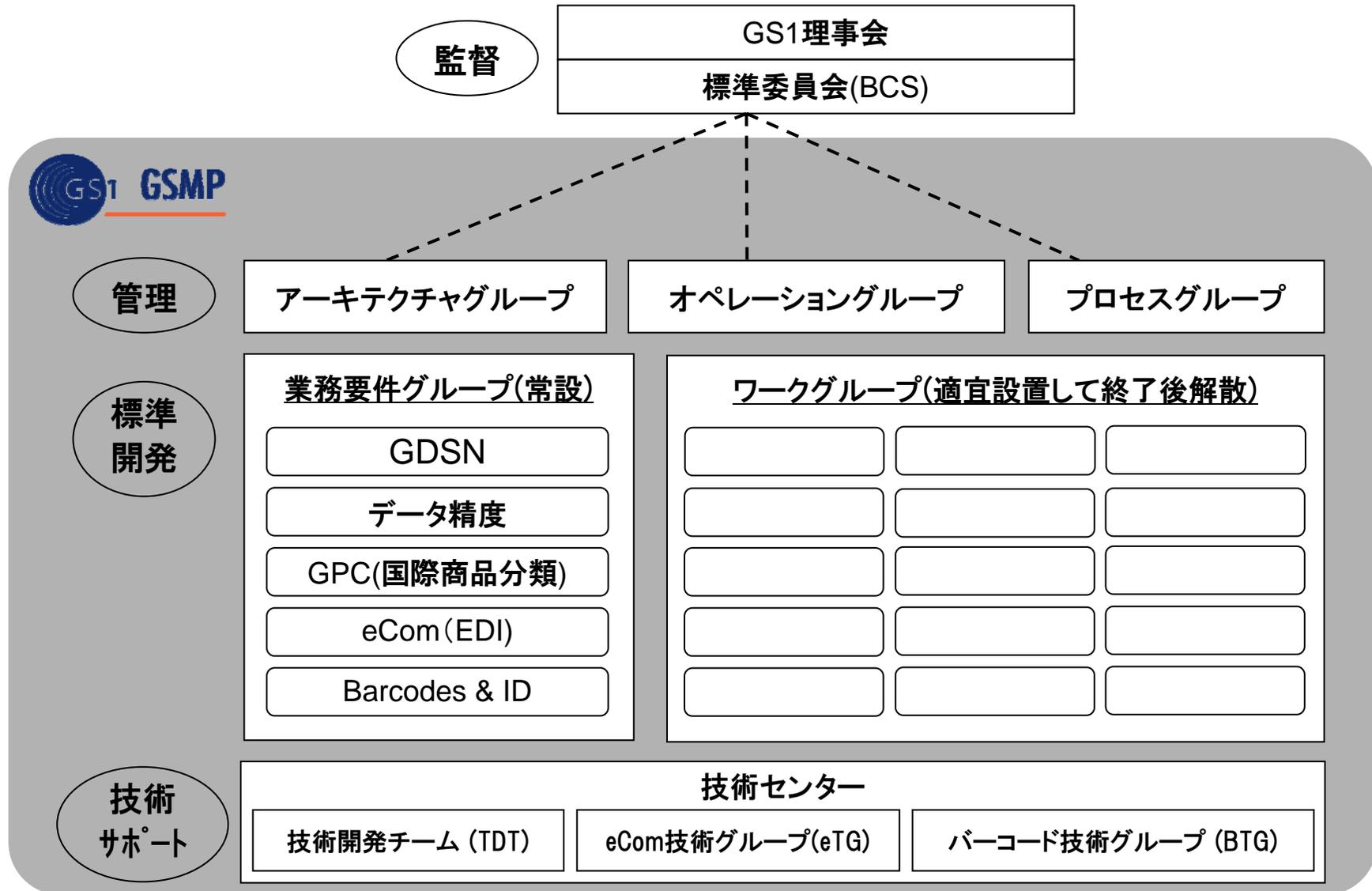
#### GS1の標準:

- 流通コード(バーコード・二次元コードなど)
- EDIメッセージ(EANCOM、XML-EDI)

#### ユーザー主導:

- ユーザーが提出するCRが起点
- ユーザー中心で検討して標準化を決定
- ユーザーが標準を使用

# 〈参考7〉 GSMPの組織

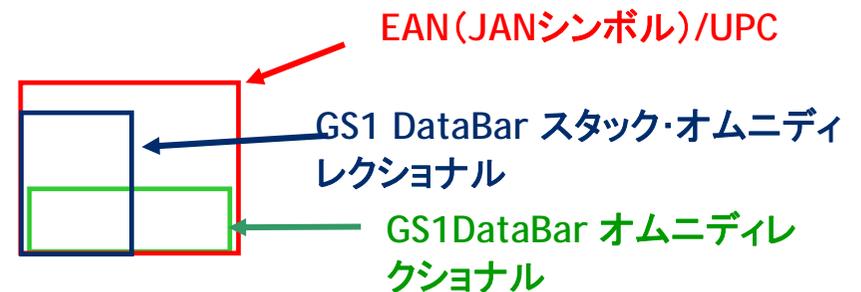


## 〈参考8〉 GS1 Data Barとは

- GS1標準のうち、最も新しい1次元シンボル
- 全部で7種類
- EAN(JAN)やUPCと比べて省スペース
- GTINだけでなく、明細情報を表示するシンボルがある
- 定置式POSスキャナで読取ることができるシンボルがある
- ごく小さいシンボルはヘルスケア製品用に既に標準化

2010年から、4種類が一般消費財に表示できるシンボルとして標準化

POSで商品識別コード以外の情報も扱えることに



GS1 DataBarとEAN/UPCのサイズ比較イメージ

# 〈参考9〉 2010年から標準となる4種類のGS1 Data Bar

	①GS1 DataBar オムニディレクショナル系	②GS1 DataBar リミテッド系	③GS1 DataBarエクスパンデッド系
表示 データ	GTINを表示(14桁まで)	GTINを表示 (先頭1 桁は0か1のみ)	GTIN+各種の追加データ 表示桁数: (数字で最大74桁、英字で最大41桁)
読取: 定置式 POS スキャナで 可	<p>GS1 DataBar オムニディレクショナル</p>  <p>GS1 DataBar スタック・オムニディレ クショナル</p> 	/	<p>GS1 DataBar エクスパンデッド</p>  <p>GS1 DataBar エクスパンデッド・スタック</p> 
読取: 定置式 POS スキャナで 不可 (ハンディ スキャナ可)	<p>GS1 DataBar トランケー</p>  <p>GS1 DataBarスタック</p> 	<p>GS1 DataBar リミテッド</p> 	<p>賞味期限表示などでは、 このタイプが有力</p>



=2010年より一般消費財の標準となるシンボル(シンボルは実寸ではありません)